

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む介護事業所 介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ

- 1 感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援します
- 2 介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援します
- 3 職員の皆さまに慰労金を支給します

※事業の詳細はこちら

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html



1 感染症対策の支援

介護サービス事業所・施設等を対象に感染症防止対策のための経費を支援します。すべての事業所・施設等が対象となります。

支援対象	新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなければ生じなかった かかり増し経費 (例) マスク・消毒液等の衛生用品 感染防止のために追加的に発生した時間外手当等の人件費や雇用経費等 タブレットや飛沫防止パネル等の備品 等
------	---

助成額	■ サービス類型毎の上限額の枠内で申請可能 (例) 通所介護89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数
-----	--

2 介護サービス再開に向けた支援

在宅サービス事業所の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組を支援します。在宅サービス事業所すべてが対象です。(休業の有無は関係ありません。)

	利用者への再開支援への助成	環境整備への助成
支援対象	サービス利用休止中の利用者への利用再開支援	感染症防止のための環境整備の経費 (例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費
助成額	1利用者あたり1,500円～6,000円	1事業所あたり20万円を上限

3 職員の皆さまへの慰労金の支給

感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

- ※対象期間(※※)に10日以上勤務した者であること
- ※一日当たりの勤務時間は問わない
- ※複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する
- ※対象期間：令和2年1月15日から6月30日までの間

(通所・施設系)
感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合
(訪問系)
感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
※いずれも一日でも要件に該当する

20万円

上記以外の場合

5万円

その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員(※)

5万円

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金(介護・障害分)コールセンター
電話番号 0570-077-160 (平日10時から17時)

1. 支援の対象経費などについて確認

(1) 感染対策支援事業

(2) 介護サービス再開に向けた支援事業

- 支援の対象経費について確認し、申請額を算定します。
- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 支出済の費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。
- 領収証等の証拠となる書類を保管しておいてください。

※在宅サービス事業所は、対象となる経費が重複しなければ、いずれの申請も受けられます

(3) 慰労金の支給

- 利用者と接する職員（職種は問わない）で、令和2年1月15日から6月30日の間に10日以上勤務した方から、慰労金の代理受領委任状の提出を受け、取りまとめてください。
- その際、派遣や業務委託の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している職員から委任状を提出してもらうなど調整してください。
- 委任状は事業所・施設で保管してください。

※退職された方も、申請は原則事業所経由です。最後に勤務されていた勤務先にご相談ください。
→事業所の廃業など、事業所からの申請が困難な場合は個別に県へ申請してください。

2. 交付申請書を作成

- 県ホームページに掲載している様式により、申請書等を作成します。原則、法人で一括申請です。（事業所単位の申請も可）

3. 交付申請

- 申請書等の提出は、原則、神奈川県国民健康保険団体連合会の電子請求受付システムによるインターネット申請により行います。
- 電子媒体又は紙で介護報酬を請求している事業所については、国保連へ郵送で提出してください。
国保連受付期間 毎月15日から末日まで（土日を除く） ※2月は26日（金）まで
(システムは17:00まで、郵送は必着)
※ 債権譲渡を行っている事業所や、国保連に対して報酬請求を行っていない事業所等及び個人の方は、県に電子申請又は郵送で提出してください。
- できるだけ令和3年2月中に、申請してください。

4. 申請確認、交付

- 県が申請内容を確認し、不備等がなければ支援金・慰労金が交付されます。
- 慰労金を交付前に職員へ給付をしていない場合は、対象となる職員へ交付後速やかに給付してください。
※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

5. 実績報告

- 概算額で申請して補助金の交付を受けた場合、事業完了日から一ヶ月以内（または年度末まで）に、県へ所定の様式により実績報告を提出してください。
- 実績報告時に支出実績が交付金額に満たなかった場合は、精算を行います。
- なお、申請・給付に関する証拠書類（領収証や委任状等）は5年間保管してください。（今後、県が現地で確認することがあります。）

◆ 詳細な申請方法は、県ホームページに掲載している申請マニュアルをご確認ください。
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

お問い合わせ先

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分）コールセンター
電話番号 0570-077-160（平日10時から17時）